【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成29年8月3日

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 氏 家 照 彦

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号

株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3545局7620(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 相野谷 賢 之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,514,142,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店

(福島県いわき市平字三町目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店

(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

# 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当行は、平成29年8月3日付で四半期報告書(第134期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日))を提出したことに伴い、平成29年7月28日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加、及び当該有価証券届出書の添付書類である「平成30年3月期第1四半期(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)の業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

# 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

#### (添付書類の削除)

・「平成30年3月期第1四半期(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)の業績の概要」

# 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

# 第三部 【参照情報】

(訂正前)

# 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第133期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年7月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月3日に関東財務局長に提出

# 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第133期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成29年7月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日(平成29年7月28日)現在においてもその判断に変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

# 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第133期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第134期第1四半期(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで) 平成29年8月3日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年7月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月3日に関東財務局長に提出

# 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第133期有価証券報告書<u>及び事業年度第134期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。</u>)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書<u>等</u>の提出日以降本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(平成29年<u>8月3</u>日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書<u>等</u>に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(平成29年<u>8月3</u>日)現在においてもその判断に変更の必要はないものと判断しております。